

## 役員選任規程

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下「この法人」という。）定款第 2 3 条第 1 項に定める理事及び監事（以下「役員」という。）の選任を公正に行うため、必要な事項を定める。

### (選任する役員数)

第 2 条 総会において選任する役員数は、次のとおりとする。

理事 1 2 名以上 1 7 名以内 監事 2 名以上 3 名以内

2 前項により選任された各役員に欠員が生じたときは、その役員数がこの法人定款第 2 2 条第 1 項に定める数の下限を下回らない場合には、次に開かれる総会まで補欠選任をしないことができる。

### (役員選考委員会)

第 3 条 この法人の役員選任に関する事項を管理し、執行するため役員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の組織)

第 4 条 委員会は、委員 1 0 人以上 1 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長 1 人を置く。
- 3 委員長は、委員において互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表しその事務を統括する。
- 5 委員長は、副委員長を若干名指名することができる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (委員の選任)

第 5 条 委員会の委員は、各地域から推薦された正会員及び顧問、相談役のうちから理事会の議決を経てこの法人の会長が委嘱する。

2 委員は、この法人の役員以外の会員のうちから選ばなければならない。

### (委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、就任後 2 年間とする。ただし後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の資格喪失)

第7条 委員が役員候補者となったときは、その資格を喪失する。

(委員会の職務) 第8条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 役員選任に関する総会へ推薦する役員候補者の決定
- (2) その他役員選任に関する事項

(委員会の招集)

第9条 第1回委員会は、この法人の会長が役員改選時の6ヶ月以内に招集する。

(委員会の運営)

第10条 第2回目以降の委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、特別に定める場合を除き、委員総数の3分の2以上が出席しその過半数で決する。
- 3 委員会の決議は書面によることができる。

(役員候補者の推薦)

第11条 委員会は、この法人定款第23条第1項の規定に基づき選任される役員候補者を総会に推薦する。

(役員選任の手続)

第12条 総会は、前条により推薦された役員候補者について、承認決議をもって選任する。

- 2 役員選任にあたり、立候補者及び推薦候補者の合計が選任する役員の数を超えた場合は、総会において選挙により役員を選任する。選挙の方法は、その都度総会において決定し、実施する。
- 3 選挙が実施される際には、委員会がそれを主管する。

(事務局)

第13条 委員会の事務は、この法人の事務局が行う。

(内規の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。